

平成30年度第5回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成31年3月1日（金） 午前10時00分～午前10時30分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

（1） 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 坪井清夫

委員 東海林宗義 安藤保信 江崎弘

（2） 事務局

書記長 小川徹也

書記 鈴木雅之 林真吾 川原美香

4 議題

選挙人名簿定時登録について

愛知県議会議員一般選挙の執行について

豊山町議会議員一般選挙の執行について

5 会議資料

議案第14号 選挙人名簿に登録する者を定めること

【愛知県議会議員一般選挙の執行について】

議案第15号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第16号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第17号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時場所を定めること

議案第18号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第19号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第20号 投票所を定めること

議案第21号 期日前投票所を定めること

議案第22号 開票の場所及び日時を定めること

議案第23号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること

議案第24号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

【豊山町議会議員一般選挙の執行について】

- 議案第25号 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること
- 議案第26号 選挙長及び同職務代理者を選任すること
- 議案第27号 開票事務と選挙会事務を合同すること
- 議案第28号 選挙会の日時及び場所を定めること
- 議案第29号 投票用紙の色及び文字の色を定めること
- 議案第30号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること
- 議案第31号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること
- 議案第32号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること
- 議案第33号 投票所を定めること
- 議案第34号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること
- 議案第35号 期日前投票所を定めること
- 議案第36号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること
- 議案第37号 選挙立会人を定めるくじの場所、時間を定めること
- 議案第38号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

6 議事内容

書 記： 定刻より若干早いですが、ただ今より平成30年度第5回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。初めに、委員長からごあいさつをいただきます。委員長よりお願いいたします。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

来月には、愛知県議会議員一般選挙と豊山町議会議員一般選挙が執行される予定です。その折には、皆様方にご協力をいただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会の議題は、選挙人名簿の定時登録と愛知県議会議員一般選挙及び豊山町議会議員一般選挙の執行についてでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上で、ご挨拶とさせていただきます。

書 記： それでは、議事の取り回しを委員長にお願いいたします。

委員長： 本日の議案は25件です。事務局に議案第14号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について説明を求めます。

事務局： 議案第14号「選挙人名簿に登録する者を定めること」についてご説明します。3月1日付けで、選挙人名簿の定時登録を行いました。詳細は、お手元の「平成31年3月定時登録選挙人名簿登録者数」をご覧ください。

(資料に基づき説明。選挙人名簿の回覧)

委員長： 事務局からの説明と名簿の回覧が終わりました。質疑のある方は、ご発言をお願いします。

委員：(なし)

委員長： 無いようですので、質疑を終わります。その他ありませんか。

委員：(なし)

委員長： それでは採決に入ります。議案第 3 号について、賛成の方の挙手を求めます。

委員：(挙手)

委員長： 全員賛成と認めます。

次に、愛知県議会議員一般選挙の執行について、関連がありますので、一括して事務局に、議案第 15 号から議案第 24 号までの説明を求めます。

事務局： では、愛知県議会議員一般選挙の執行に係る議案について説明します。

まず、議案第 15 号をご覧ください。こちらは、「ポスター掲示場を設置する場所を定めること」となっております。

前回の知事選挙と同様、35 箇所を予定しております。場所につきましても、前回の知事選挙と変更はありません。各投票区ごとに 7 箇所×5 投票所で 35 箇所を予定しております。詳細につきましては、2 枚目の地図でご確認ください。

続きまして、議案第 16 号「開票管理者及び同職務代理者を選任すること」をご覧ください。開票管理者については坪井委員長に、職務代理者については東海林委員にお願いします。

続きまして、議案第 17 号「投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること」をご覧ください。各投票所で候補者を掲示するための並び順を決めるためのくじを 3 月 29 日（金）午後 6 時から行います。委員長は出席をお願いします。場所は 2 階の会議室 1 になります。

続きまして、議案第 18 号「投票管理者及び同職務代理者を選任すること」をご覧ください。各投票所の投票管理者と職務代理者を記載しております。豊場東につきましては安藤委員に、豊場西につきましては江崎委員に、豊場南につきましては東海林委員に、豊場富士につきましては岡島敬司氏に、青山につきましては安藤進啓氏にお願いしております。職務代理者につきましては、町の管理職の職員にお願いしております。青山投票所以外は、前回の知事選挙と同じです。

続きまして、議案第 19 号「期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること」をご覧ください。3 月 29 日が告示日で、3 月 30 日から 4 月 6 日までが期日前投票期間になります。選挙管理委員の方にはお願いいたしますので、日には各自ご確認ください。職務代理者につきましては、職員にお願いいたしますので、決まり次第ご連絡します。

続きまして、議案第２０号「投票所を定めること」をご覧ください。知事選挙と同様、豊場東が総合福祉センターしいの木、豊場西が豊山町役場、豊場南が総合福祉センター南館ひまわり、豊場富士は富士保育園、青山が総合福祉センター北館さざんかとなっております。

続きまして、議案第２１号「期日前投票所を定めること」をご覧ください。知事選挙と同様、豊山町役場２階の会議室で期日前投票を行います。

続きまして、議案第２２号「開票の場所及び日時を定めること」をご覧ください。投票日の４月７日（日）午後９時から役場２階の会議室で行います。

続きまして、議案第２３号「開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること」をご覧ください。開票立会人の希望者が１０名を越えた場合は、くじを引く必要があります。４月５日（金）午前９時から役場２階の会議室で行います。もし、１０名を越えた場合は、委員長お願いします。

続きまして、議案第２４号「不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること」をご覧ください。不在者投票は郵送のやり取りを行うため、期間が短いと投票が間に合わない場合があります。そのため、告示の前に投票用紙を配布できるように告示を行うものです。発送日は、告示日の２日前の３月２７日（水）からで、請求に基づいて発送します。

以上で議案第１５号から議案第２４号までの説明を終わります。

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員：（なし）

委員長： 無いようですので、採決に入ります。議案第１５号から議案第２４号までについて、賛成の方の挙手を求めます。

委員：（挙手）

委員長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。

次に、豊山町議会議員一般選挙の執行について、関連がありますので、一括して事務局に、議案第２５号から議案第３８号までの説明を求めます。

事務局： ではまず、議案第２５号「選挙の期日及びこれを告示する日を定めること」についてご説明します。今回、豊山町議会議員一般選挙ということで、町で選挙を執行するため、町で選挙期日を定める必要があります。選挙期日は平成３１年４月２１日（日）で、告示日は平成３１年４月１６日（火）です。

続きまして、議案第２６号「選挙長及び同職務代理者を選任すること」をご覧ください。本町で選挙を執行するため、選挙長と同職務代理者を選任する必要があります。選挙長は坪井委員長に、職務代理者は東海林委員にお願いします。

続きまして、議案第２７号「開票事務と選挙会事務を合同すること」をご覧ください。開票があった場合は、開票事務と、当選者を決定する「選挙会」を、

併せて開票所で行うことが法律で認められております。今回、開票があった場合につきましては、開票事務と併せて選挙会を行えるよう告示を行います。

後ほどご説明しますが、有投票と無投票の場合で、若干扱いが異なりますのでお願いします。

続きまして、議案第28号「選挙会の日時及び場所を定めること」をご覧ください。4月21日が投開票日になります。有投票の場合は、開票事務と併せて選挙会を行うため、4月21日午後9時からとします。

ただし、4月16日時点で立候補者が10名未満であり、無投票の場合は、開票事務が無いため、別で選挙会を行う必要があります。その場合は、4月22日午前9時から役場3階会議室で行います。

続きまして、議案第29号「投票用紙の色及び文字の色を定めること」をご覧ください。こちら、今回の選挙が町で行う選挙であるため、投票用紙の色及び文字の色を定める必要があります。今回の町議選挙につきましては、用紙の色は「薄黄色」、文字の色は「黒」としております。

4年前の町議選や、直近の選挙と重ならないよう配慮しております。4年前の町議選挙は「薄いピンク色」、前回の知事選挙は「白色」、今回の県議選挙は「水色」ですので、これらの色と重ならないよう「薄黄色」としました。

また、印字する文字の色は、見やすい「黒色」と決めました。

続きまして、議案第30号「ポスター掲示場を設置する場所を定めること」をご覧ください。先程の県議選挙の議案と同様、35箇所を予定しております。場所につきましても変更はありません。

続きまして、議案第31号「ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること」をご覧ください。県や国の選挙ですと、愛知県から示される区画数を基に、ポスター掲示場の掲示板を作成しますが、今回は町の選挙であるため、町で区画数を定める必要があります。

区画数につきましては、縦3×横8の24区画を予定しております。最大24名までの候補者に対応ができます。

続きまして、議案第32号「投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること」をご覧ください。告示日である4月16日（火）午後6時から、役場2階の会議室1で行います。委員長は出席をお願いします。

続きまして、議案第33号「投票所を定めること」をご覧ください。こちらは、先程の県議選挙と同じ場所になります。

続きまして、議案第34号「投票管理者及び同職務代理者を選任すること」をご覧ください。投票管理者につきましては、先程の県議選挙と同じ場所にしております。職務代理者につきましては、選挙権を持つ者でなければなりませんので、本町に在住する職員をお願いしております。

続きまして、議案第35号「期日前投票所を定めること」をご覧ください。
今回の県議選挙と同様、豊山町役場2階会議室1で行います。

続きまして、議案第36号「期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること」をご覧ください。町議選挙の期日前投票期間は、4月17日から4月20日までの4日間になります。期日前投票管理者は、委員長を除く委員の方をお願いします。職務代理者につきましては、決まり次第ご連絡します。

続きまして、議案第37号「選挙立会人を定めるくじの場所、時間を定めること」をご覧ください。県議選挙では「開票立会人」でしたが、町議選挙では開票立会人と選挙立会人を兼ねるため、「選挙立会人」となっています。

4月18日（木）午後5時まで、選挙立会人の受付を行います。10名を越えた場合は、翌日19日（金）午前9時からくじを行いますので、委員長は出席をお願いします。

4年前の町議選挙ではくじを行いませんでしたが、8年前の町議選挙では13名の方の希望があり、くじを引いて3名の方はお断りしております。今回もあるかもしれませんので、委員長は予定をお願いします。

続きまして、議案第38号「不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること」をご覧ください。期日前投票の期間がかなり短いため、告示日の4日前である4月12日を予定しています。この日までに請求があったものに対し、4月12日から順次投票用紙を発送します。

以上で議案の説明を終わります。それぞれの業務内容については、後ほどご説明します。

委員長： 事務局からの説明が終わりました。質疑のある方は、ご発言をお願いします。

委員：（なし）

委員長： 無いようですので、質疑を終わります。それでは採決に入ります。議案第25号から議案第38号までについて、賛成の方の挙手を求めます。

委員：（挙手）

委員長： 全員賛成と認めます。以上をもちまして、本日の議案は終了しました。その他何かありましたら、ご発言をお願いします。

書記： 事務局から、業務予定についてご説明します。

まず、愛知県議会議員一般選挙についてですが、告示日は3月29日（金）です。氏名掲示の順序を決めるくじを行いますので、委員長は午後6時に出席をお願いします。

期日前投票については、午前8時30分から午後8時までとなります。

4月5日（金）は、各投票所の確認のための巡回を行いますので、午後3時30分までに2階の会議室にお集まりください。午後5時までには終了する予定です。

選挙当日は、4月7日（日）です。午前6時に、役場1階の監査委員室前に

お集まりください。その際は、期日前投票を含めて、必ず認め印をご持参ください。

以上が県議選挙の業務日程になります。

委員長： 1つよろしいですか。3月29日のくじは、無投票であった場合でも来なければいけないのでしょうか。

書記： 無投票の場合は来る必要はありません。また改めて、事務局から連絡いたします。今のお話を踏まえて、無投票の場合は期日前投票ありませんので、改めてご連絡いたします。

続きまして、町議選挙の日程についてご説明します。

3月号の広報にも掲載しておりますが、町議選挙の立候補者の事前説明会を3月25日（月）午前10時から役場3階の会議室3・4で行います。委員の方は全員ご出席をお願いします。この際に、選挙管理委員会事務局から立候補予定者に対して、立候補届の書き方や選挙運動について説明を行います。また、郵便局と警察の方も見えて、選挙ハガキや選挙車両についての説明を行う予定です。終了時間がはっきりわからないため、午前中いっぱいのご参加をお願いします。

続きまして、4月9日（火）に書類の事前審査を行います。実際の立候補届の受付は4月16日（火）ですが、当日に書き直しがあると時間を要してしまうため、事前に事務局の方で書類の審査を行います。16日の立候補届の受付については、形式的な確認で、スムーズに行う予定です。事前審査については事務局で対応しますので、委員の方の出席はありません。

また、今回からの変更点として、警察による車両審査を役場で行わないことになりました。詳細は確認中ですが、警察からは、目視ではなく書類のみの審査を行うことになったと伺っております。詳しくは、25日の事前説明会の際に警察の方から説明があります。

続きまして、4月16日（火）は告示日になります。立候補届の受付を、役場2階の会議室1で午前8時30分から行います。委員の方は全員出席をお願いします。午後6時からの氏名等掲示の掲載順序のくじにつきましては、委員長、出席をお願いいたします。

次に期日前投票につきましては、4月17日（水）から20日（土）になります。19日（金）については、県議選挙と同様、各投票所の巡回を行いますので、委員の方は午後3時30分までに2階の会議室にお集まりください。

続きまして、選挙当日のスケジュールについてご説明します。4月21日（日）は、午前6時に役場1階の監査委員室前にお集まりください。投票が終わりましたら、午後9時から開票を行いますので、役場2階の会議室にお集まりください。

県議選挙と異なる点ですが、開票が終わった後に、当選者を決定する選挙会

を行います。その後、当選者に対して、当選告知という書類を持参する必要があります。委員長は会議室に待機しますが、他の３名の委員につきましては、事務局職員と２人１組で各選挙事務所を回っていただく予定です。当選者は全部で１０名ですので、３人、３人、４人という割振りをして回ります。委員の方から、本人に当選告知をお渡しください。その際、翌日の４月２２日（月）に行う当選証書付与式の案内通知も併せてお渡しします。

当選証書付与式につきましては、役場３階会議室４で午前１０時から行います。委員の方は全員出席をお願いします。

無投票の場合は、４月２２日（月）午前９時から選挙会を行い、午前１０時から当選証書付与式を行います。

以上が業務日程になりますが、もう１点事務連絡がございます。

本日議決いただく選挙人名簿に基づき、選挙人名簿登録者数を愛知県の選挙管理委員会に報告いたします。また、選挙人名簿登録者数に基づき、町の条例の制定改廃や、町の監査委員への監査請求などの直接請求をする場合の必要署名人数の告示を行います。事務局からの報告は以上です。

委員長： 以上で、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第１４条の規定に基づき、平成３０年度第４回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員３人が署名する。

平成３１年３月１日

委員長	坪 井 清 夫
委 員	東海林 宗 義
委 員	安 藤 保 信
委 員	江 崎 弘